

○財務省告示第二十九号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十九年一月十六日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十九年二月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（二年）（第三百七十二回）  
二 発行の根拠  
財政運営に必要な財源の確保を  
図るための公債の発行の特例に  
関する法律（平成二十四年法律  
第一百一号）第三条第一項並びに  
特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項及び第四十七条第一項  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）の価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格  
競争入札発行」という。）及び価  
格競争入札の募入の決定をした  
後に行われる入札であって、財

三 振替法の適用等

四 発行方法

後に行われる入札であって、財

五

イ  
方募

入 価 法 入  
札 格 決  
発 競 定  
行 争 の

ロ

入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国  
札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債  
発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市  
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

込 募 各 当 も 各  
み 限 国 て の 申  
の 度 債 る か 込  
応 額 市 ° ら み  
募 の 場 ° そ の う  
額 範 特 の ち  
を 囲 別 応 募  
割 内 参 額 募  
り に 加 額 を 価  
当 お 者 額 を 格  
て い ご 順 格 の  
る て と 次 の 高  
° 各 の 割 高  
申 応 り い

発 別 に ご 務  
行 参 よ と 大  
「 加 る に 臣  
と 者 発 応 が  
い ・ 行 募 各  
う 第 ( 限 国  
° ) II 以 度 債  
非 下 額 市  
価 一 を 場  
格 国 債 定 特  
競 市 る 参  
争 入 場 も 加  
札 特 の 者

六

イ  
発

入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国  
札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債  
発 競 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市  
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

で 利 第 別 四 債 の 特 確 う 額  
三 付 一 会 百 に 規 例 保 ち 面  
千 国 項 計 五 つ 定 に を ` 金  
百 債 の に 十 い に 関 凶 財 額  
九 に 規 関 億 て 基 す る た 運 二  
億 つ 定 す 千 は づ る 法 め 営 兆  
九 い に る 九 ` き 法 の 公 必 九  
千 て 基 法 百 額 行 第 公 債 の な 十  
三 は づ 律 八 面 行 三 条 第 発 財 二  
百 ` き 第 十 金 し た 条 第 一 行 源 億  
九 額 発 四 万 額 で 利 第 一 行 項 の の  
十 面 行 十 円 で 付 千 国 項 の の  
五 金 し 六 ` 九 千 国 項 の の  
万 額 た 条 特 千 国 項 の の

八 額最 低額面金	ハ					イ					ハ					ロ																																												
	行争非者特	国債	行争非者特	国債	行争非者特	国債	行争非者特	国債	行争非者特	国債	行争非者特	国債	行争非者特	国債	行争非者特	国債	行争非者特	国債	行争非者特	国債																																								
五 万 円				二 千 五 百 七 十 五 億 二 千 百 九 十 九				六 千 六 十 一 億 五 千 八 百 三 十 一 万				二 兆 千 五 十 億 千 五 百 五 十 二 万 円				で 二 千 五 百 六 十 二 億 円				た 付 国 債 に つ いて 額 面 金 額				条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し				特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 七				で 二 千 五 十 一 億 円				た 付 国 債 に つ いて 額 面 金 額				条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し				特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 七				八 十 一 億 八 千 四 十 七				つ い て は 額 面 金 二 十 五 万 三 百				定 に 基 づ き 発 行 した 利 付 国 債 に				円 、 同 法 第 四 十 七 条 第 一 項 の 規

九 振替単位

十 発行日

イ 発行価格  
ロ 発行競争

十二 入札競争

別参加者  
債市場特  
行及び国  
争入札発  
非価格競  
者第II非

十四 初期利子

経過利子  
の払込み

振替法の規定による振替口座簿  
の記載又は記録は、最低額と  
の整数倍の金額によるものと  
す。平成十九年一月十六日  
平成十九年一月十六日  
金額 金額  
以上金額に  
銭額 銭額  
六厘 百円  
にぞつき  
つき百円  
五十一  
一

年○・パーセント  
募入決定の通  
払込金額を加え、  
り算出した金額を  
定算する期日に  
る。○する期日に  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times \frac{1}{365}}$$

平成二十年七月十五日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払うこと  
下、次号及び第十六号において

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支額	償還金額	償還期限
平成二十九年一月十六日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額に付き百円	平成三十一年一月十五日	利子を払う。前六ヶ月間に属する
					て、その日以前六ヶ月間に属する
					を支払うとし、各支払期におい
					毎年一月十五日及び七月十五日

規定する期日について同じ。  

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$